

2025 年度 スポーツ安全保険、JMRC 関東 見舞金制度について スポーツ安全保険内容と加入のお勧め

2024.11

保険業法の改定により、従来の JMRC 関東見舞金制度は、09 年から大きく変りました。JMRC 関東は、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」への加入移行を主にし、JMRC 関東見舞金制度を従にした 2 本立てです。一方でも加入出来ますし、両方への加入も可能です。但しプロドライバー等の方はスポーツ安全保険には加入できません。

1・スポーツ安全保険

JMRC 関東に加盟登録しているクラブの所属員はクラブを通じて加入できる。1 クラブ 4 名以上の加入を基本とする。4 名は、下記 C、B、A 区分の合計で 4 名でも可（但し、C もしくは B 区分は最低 1 名は必要）。このスポーツ安全保険には、JAF 競技ライセンス所持の有無を問わず加入できる。

- 1・スポーツ安全保険は(公財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行った 4 名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者として、東京海上日動火災保険㈱を幹事会社とする損害保険会社(8 社)との間に、「傷害保険（突然死葬祭費用保険を含む）」及び「賠償責任保険」を一括契約した補償制度である。
アマチュアのスポーツ活動、文化活動等を行う団体(クラブ)が加入できるものである。以下ここで言う保険とはこのスポーツ安全保険のことであり、構成員とはその保険の加入者をいう。
- 2・賠償責任保険も付いている(身体、財物)。但し、賠償責任保険は、車やバイクなど動力のあるものに起因する損害は除外される。(例：競技中のガードレール破損。ピットレーンにおいて車両でクルーに接触)
- 3・団体活動中における突然死（急性心不全・脳内出血など）による葬祭費用補償 180 万円も付いている。
- 4・補償対象範囲は、JMRC 関東に登録しているクラブで保険加入有効なクラブの団体活動、及び JMRC 関東としての団体としての活動が補償される。保険加入有効各クラブが実施する走行会、練習会などの団体活動についても、公認競技会か否かによらず対象となる。団体活動とは、集合してから解散を行うまでの間を指す。
- 5・自宅から会場までの通常の経路往復中も対象となる。
- 6・スポーツ安全保険の加入には、C、B、A 区分がある。
 - ◆ 「2025 年 4 月 1 日」を基準として 65 歳以上の加入者は、B 区分となる。
 - ◆ B 区分では、JAF 公認レースにドライバーとして参加される場合、保険加入条件をクリアできない可能性（補償金額不足）があり、JMRC 関東見舞金制度に加入する事により、保険加入条件はクリア可能となる。
 - ◆ 家族などが応援、観戦などで行く場合は A2 区分で加入できる。
 - ◆ 競技に出場する選手や、ピットにて作業を実施するなど直接的に競技活動に関わるクルーなどが A2 区分で加入を行った場合、その役務中の事故は保険の対象とならない。

A2 区分で加入した後に、C 区分加入への変更はできない。新規に C 区分での加入扱いとなる。

★スポーツ安全保険加入費用

● C 区分 (高校生以上 64 歳以下のスポーツ活動)
2,750 円 (掛金 1,850 円 + JMRC 関東登録料 900 円)

● B 区分 (65 歳以上のスポーツ活動) *年齢基準日：2025 年 4 月 1 日
2,100 円 (掛金 1,200 円 + JMRC 関東登録料 900 円)

● A2 区分 (高校生以上同行、応援等)、A1 区分 (中学生以下のスポーツ活動)
1,200 円 (掛金 800 円 + JMRC 関東登録料 400 円)

加入区分	対象範囲	左記対象範囲におけるスポーツ活動中の事故の補償	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)	突然死葬祭費用支払保険限度額
			死亡	後遺障害(最高)	入院(1 日に付)	通院(1 日に付)		
C・A1 (子供)	団体活動中と その通常経路 往復中	スポーツ活動中も 対象となります	2,000 万円 (3,000 万円 A1)	3,000 万円 (4,500 万円 A1)	4,000 円	1,500 円	身体賠償・ 財物賠償合算 1 事故 5 億円	突然死 (急性心不全・脳内出血など) 180 万円
A2		スポーツ活動中は 対象となりません					ただし、 対人賠償は 1 人 1 億円	
B		スポーツ活動中も 対象となります	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		

- 7・この用紙に記してあるスポーツ安全保険のことは、抜粋概要です。正式なものはスポーツ安全協会の規定と、スポーツ安全保険のあらまし、そしてその中にある重要事項説明書が正式なものになります。
 スポーツ安全保険のあらまし、そしてその中にある重要事項説明書の内容を了承の上、お申込ください。
 ◆スポーツ安全保険のあらまし、および重要事項説明は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページに掲載されています。<http://www.sportsanzen.org>
 ◆インターネットで上記ホームページに掲載されているスポーツ安全保険のあらまし（重要事項説明含む）をご覧頂けない方は、同一内容のパンフレットをJMRC関東事務局で用意しておりますのでご連絡下さい。

2・JMRC関東見舞金制度（2025年度より一部改定）

- 1・先着1,000名
- 2・JMRC関東見舞金制度の期間は4月1日（4月1日以降受付の場合は受付日）～翌年3月末日とする。
- 3・補償内容は、競技中の不慮の事故（病死は除く）による死亡時500万円（2025年度より改定）
- 4・補償対象は、JAF公認競技会のみ。自宅からの往復中は対象にならない。
- 5・見舞金制度とスポーツ安全保険両方に加入は可能である。

★ JMRC関東見舞金制度加入費用 3,000円

***スポーツ安全保険とJMRC関東見舞金制度の両方に加入する場合**

例：スポーツ安全保険B区分と見舞金制度加入の場合、
2,100円（B区分加入費用）+3,000円（見舞金制度掛金）合計5,100円

3・スポーツ安全保険とJMRC関東見舞金制度との、主要項目の対比表

主要項目の対比		
	スポーツ安全保険	JMRC関東見舞金制度
1	JMRC関東に登録しているクラブ団体で、保険加入有効なクラブ団体の団体活動であれば、公認競技会である・無い、を問わず、走行会、練習会、講習会、会議なども対象となる。自動車博物館の見学や、ドライブ会等でもよい。 JAF公認競技会に限り、クラブ代表として一人で参加する場合も補償対象。	全国のJAF公認競技会のみが対象。
2	アマチュアのみ加入可。プロフェッショナルは加入できない。 (アマチュア／プロフェッショナルの判断は保険会社による)	プロ、アマを問わず加入できるが、4輪のJAFライセンス所持者であることが必要。
3	自宅からの通常の経路往復中も対象となる。	自宅からの往復中は対象にならない。
4	下記に該当するものを除いて、個人的な観戦は団体管理下に該当しないため補償の対象とならない。 補償の対象となる観戦活動 ・当該イベントに関与している者が観戦する場合 ・競技会等に参加する者の家族が観戦する場合。(A2区分加入者) ・各クラブで団体として観戦する場合	観戦の場合でも、公認競技会であれば対象となる。
5	4月1日～翌年の3月31日までを年度とする。 加入手続き後当該年度有効。	←同左
6	1・申込締切は毎年2月末日とする。そして同年4月1日から有効とする。 2・追加加入申込または3月以降の申し込みについて、JMRC関東が、4月1日以降にスポーツ安全保険の加入手続きを行った場合は、JMRC関東がスポーツ安全保険の加入手続きを行つた日の翌日午前0時から有効となる。(JMRC関東に掛金を払込んだ日から有効とはならない。)	JMRC関東に申込・入金があった時点から有効。
7	日本国内のみ有効	←同左
8	加入費用 C区分2,750円、B区分2,100円、A1・2区分1,200円	加入費用 3,000円
9	死亡補償 C・A区分2,000万円、B区分600万円	死亡補償 500万円